

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成25年度第1回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成25年5月30日（木） 午後2時00分から午後3時30分

2 開催場所

岡山市庁舎 1階多目的ルーム

3 出席委員（敬称略 五十音順）

内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人，松本 正子

（欠席） 井上 信二

4 事務局

（1）岡山市

三宅統括審議監，泉監理課長，寺本契約課長，大島課長代理，岡本課長補佐，竹田係長，宮安監理課課長補佐，徳丸主任

（2）水道局

小林審議監，近藤管財課長，石井管財課課長代理，樋口管財課契約係長，酒井管財課主査，高田管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 平成25年度入札契約制度の改正について

2 平成24年度等契約状況の報告について

3 その他

6 会議概要

1 平成25年度入札契約制度の改正について

Q：総合評価入札方式において、企業の実績や技術者の実績で評価をする特別簡易型の対象を許容価格1億5千万円以上5億円未満と設定していたが、この5億円という上限を撤廃したという理解でよいか。

A：上限の撤廃ではなく、金額の多寡により型式を決定する方法を改めた。以前は、無条件に5億円以上は簡易型（特別簡易型で求める実績等に加えて、安全や環境への配慮等に対する工夫を求め、各業者が提案した工夫の内容を評価する型式）を選択することとなっていた。

しかし、実際のところ、許容価格3億円の建設工事でも5億の建設工事でも、あまり工夫の余地が変わらなかつたり、あまり工夫の余地がなかつたりする。そこで単に金額による分け方よりも、当該建設工事の特殊性等の有無を考慮して決定すべきと考え、工事の内容に工夫の余地があるならば、許容価格に関係なく、特別簡易型から簡易型に移る、またもっと工夫の余地があれば標準型へ、さらに上を行けば高度技術提案型へ、というように型式を選択できるようにした。

Q：なぜそのような改定をしたのか。何か不都合が生じたのか。

A：正直なところ、これまでの制度では、許容価格5億円以上であれば、ほぼ工夫の余地のない工事であっても、どこかで工夫を求めなければならなくなっていた。しかし、工夫してもらって箇所を探すことが困難なことも多く、また、ようやく探した工夫箇所に対する各業者からの提案も、ごく一般的なものであることが多く、評価に差が付きにくい。そのような経緯から、許容価格の多寡ではなく、当該工事に工夫の余地がないのであれば、原則として特別簡易型を選択すべきではないかということになり、このような改正を行った。

Q：総合評価をやめる訳ではないということよいか。

A：やめる訳ではない。

補足説明をすると、特別簡易型は、実績を示す明確な資料だけで評価可能であり、客観性に優れている。一方、簡易型というのは施工計画の中で工事の工夫を求めることになるが、この工夫の方法論について、人によって評価が分かれる場面があり、さらに、評価について、恣意的だと誤解を受けるおそれがあるのではないかと、という指摘を市議会から受けた。

また、評価項目を作る側の市職員も、工夫するところが何も無いのに、5億以上は簡易型になるので、工夫を求めなければならないと言われても、評価項目に挙げるのは無理だというような意見もあった。

過去の実績と技術者の実績だけで評価する特別簡易型は、客観的で誰が見ても納得できるが、簡易型の工夫を示す論文のようなものを、一定基準をもって一律に評価するというのは、かなり困難な作業で、しかも、評価する側がかなり詳細な評価

項目を作成しておかなければならない。客観的に評価するための資料すら作れないような工事まで、工夫の余地を求める簡易型で評価していたこと自体が、そもそも無理があったのではないかということで、今回の改正によって、原則は、過去の実績などの客観的な資料だけで評価できる特別簡易型によることにした。それ以外の、簡易型、標準型、高度技術提案型については、評価するのが非常に難しい案件になるが、そうせざるを得ないものについてはそれぞれ適切な型式を選択することになる。

Q：特別簡易型と簡易型の区別は、要綱などではどのように定義されているのか。

A：特別簡易型は1.5億円以上の建設工事、他の型式については、資格審査委員会が決定したものというような定義になっている。

Q：その資格等審査委員会が決定する基準というのは定めているのか。

A：総合評価方式を推進している国土交通省が、評価方式フロー図を示している。スタートとして、仕様書が固まっているか、いないか。固まっているのであれば、特別簡易型と簡易型になり、固まっていないのであれば、標準型と高度技術提案型になる。さらに、質問が分かれて、施工計画に工夫の余地があるか、ないか。施工計画に工夫の余地がないものは、特別簡易型になり、工夫の余地があれば、簡易型になる。この工夫の余地の有無にかかわらず、これまで岡山市は、許容価格5億円以上は簡易型と決めてしまっていたので、現場が困っていた。

Q：他の公共団体はどうしているのか。

A：他の多くの政令市は、当市と同様に、「〇〇委員会が指定する工事は…」のような抽象的な定め方が多いように感じる。

Q：この総合評価方式全体の問題として、業者の方から、客観性に欠けるという苦情があるか。

A：そういう声を聞くこともある。特に、簡易型について、（業者から提案された）企業ノウハウを（市役所が無断で）公表する訳にもいかず、詳細に評価部分を公開できないので、透明性に欠ける面があり、業者からすると、どうしても不信感を持ちやすい。また、議会にしても同じことが言える。特別簡易型のように実績だけなら非常に評価も分かりやすいが、簡易型のように、提案を評価して、しかもその提案を公にしない、さらに、一般的に見ると、あまり工夫の余地がない工事のはずだという場合は、やはり不信感は募りやすいと思う。

Q：実績を求める特別簡易型について、今度は逆に、実績のない新規業者が参入できないという意見は出ないのか。

A：それもある。当初は、価格で頑張ってもらえないと思う。ただ、企業の施工実績はどうしようもないが、技術者の実績については、経験のある技術者のスカウト、また、ISO取得や市と防災協定締結なども評価するので、そのあたりは企業努力

により頑張っで欲しいと考へてゐる。

Q：例へば、耐震化工事について、企業は、日々、耐震構造等を研究してゐると思ふ。工夫を求めれば、市が思つてもゐなかつた新しい工夫を提案してきたりするかもしれない。現段階では、従来のもので良いのかもしれないので工夫の余地がないかもしれないが、もう少しそこに、技術の育成という視線を取り入れて、新たな工夫に挑戦していくような企業を使つてあげられるようにシステムができると思ふ。

A：当然、耐震工事でもあつても、壊して建てたり、一部継ぎ足したり、耐震補強だけであつたり、ゐろんな工法があるので、そこは発注担当課でも、最新の状況を、技術的なことも含めて勘案しながら一番安価で安全で、適切に調達できる努力をしてゐると思ふ。企業の提案は求めてゐないが、市が状況を把握しながら、良質なものを調達していきたいと考へてゐる。

Q：耐震化のための大型工事は今後増えていくのか。

A：増えていく予定。耐震化工事で補強可能な案件だけでなく、改築や建て替えのような発注も相当数行うことになると思はれる。順次、耐震化を進めたい。

Q：予算が随分必要になるのではないか。

A：特に、学校等は、一般建物より高い耐震性を求めるので費用もかかる。

2 岡山市平成24年度契約状況の報告について

Q：落札率が他の案件と比較して著しく低い案件について説明して欲しい。

A：特に、設計業務（コンサルタント業務）については、前回審議いただいたように、40何パーセントでも応札できる（失格にならない）ので、どうしても落札したい場合は、低い落札率になってしまう。40何パーセントの落札率が、適切な契約金額とは思つてゐないので、前回までの意見を踏まえ、どのように改正できるか現在検討中である。

Q：建設工事の金額は前年比でどの程度か。

A：建設工事については、若干の減。2年間続けて微減となっている。

Q：今後は、耐震化工事など考へると伸びそうか。

A：学校の耐震化工事が、かなり予定されているので、増える見込みである。

Q：何パーセントくらい増える見込みか。

A：現段階では、不確定な要素が多いため、詳細な伸び率は計算できない。

Q：補助金の対象になる事業が多いのではないか。

A：そのとおり。できるだけ有利な材料を活用していきたい。

Q：建設業関連の業者にとっては、発注量が増えることは明るいニュースになる。

A：ただ、業者の受注量が手一杯になると、新たな入札が不調になる可能性が高くになり、市としては少し心配している。なるべく計画的な発注に努めるようにするが、

例えば学校の場合、新学期までに間に合わせないといけない等の理由で、工事完了時期が決まってしまうため、どうしても発注時期が集中してしまう傾向にあり、発注の単純な分散は、なかなか難しい面がある。

3 岡山市水道局平成24年度契約状況の報告について

Q：建設工事の随意契約で、1件2億円という案件について説明して欲しい。

A：浄水場の配水制御する計算機の更新工事で、このメーカーでしかできない工事である。

Q：非常に高額とを感じるが、更新工事とはどのようなことをするのか。

A：配水コントロールシステムといって、水道局と当該メーカーで共同特許を取ったシステムで、その機械の中のソフトウェアの改造等を行っている。

Q：特許権があり、そこしかできないというわけか。

A：そのとおり。

具体的には、サーバーのオーバーホールとソフトウェアの改造作業である。

Q：特許や著作権等があると、随意契約にならざるを得ない。

この案件に限らず、随意契約ではあるが、落札率が100%ではない案件があるが、価格交渉を行っているのか。

Q：この案件では、特に価格交渉を行っていない。業者が持ってきた見積書により契約を締結している。

A：良心的な業者だ。随意契約は100%でも契約できるのだろう。ところが、随意契約で落札率が80%台になっている案件もある。これは許容価格が高すぎるということか。設計金額は積算した結果として機械的に出る金額なので手を加えることはないと思うが、許容価格は、政策的な配慮で調整できるのか。

A：国土交通省などから、理論的な根拠なく、設計金額と許容価格に差をつけるべきではないと言われている。

Q：随意契約であれば、業者が許容価格満額を請求してきても契約可能と思うが、なぜ満額を請求しないのか知りたい。

A：随意契約であっても、許容価格の範囲内であれば契約可能とはいえ、価格交渉ができない訳ではない。

また、その業者からの参考見積書を事前に取り、それがそのまま（水道局の）設計金額になっている訳ではなく、その見積りを参考に設計金額を算出し、許容価格を決定している。そのことがよくわかっている業者は、許容価格を推測して契約の元になる見積書を作成する。許容価格の推測値と実値に差異があった結果、落札率が低くなる場合がある。

(全体について)

Q：指定業者の登録件数が、減っているのは何か理由があるのか。建設工事業者は60社ぐらい減っているようだが…。

A：毎年、ある程度の増減がある。特にこの年だけの大きな理由というのは思い当たらない。

Q：物品購入について、落札率を知りたい。職員の努力によってどれくらいの財政的メリットを生んでいるのか確認したい。また、次回は身近な物の購入を抽出事案として欲しい。特にパソコンなどは、今回の報告の一覧表を見る限り、正直、あまり安く調達できていないような印象である。

A：パソコンに関しては、例えば学校等で、独特なソフトをインストール済みであることを条件にしていることもあるため、パソコン単品と比較すると非常に高いと思われるものもある。意見を踏まえ、次回の抽出事案は、物品契約のうち、最適と思われる案件を許容価格と設計金額を示した形で提出することとしたい。

(終了)